

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年11月11日 02時00分ごろ
発生場所	宮崎県細島港細島埼南岸 細島灯台から真方位310° 990m付近 (概位 北緯32° 25.7' 東経131° 40.6')
事故の概要	漁船第十二とべしま丸は、航行中、陸岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年2月27日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に亀裂を伴う擦過傷、プロペラ及び舵板に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、かつお一本釣り漁の目的で、愛媛県西方沖の漁場に向けて細島港の伊勢船だまりを出航した。</p> <p>船長は、操舵室上方にあるフライングブリッジの操縦席に腰を掛け、GPSプロッターを作動させて単独で操船に当たり、操縦席前の棚に置かれたリモコンのつまみで舵及び主機の回転数を操作しながら約6ノットの対地速力で本船を航行させた。</p> <p>船長は、細島港番所鼻灯浮標を右方に見て通過した後、漁場までの距離及び港口付近に設置されている定置網の位置が気になったので、確認することとした。</p> <p>船長は、リモコンの操舵つまみを操作して港口にある細島港口灯浮標の少し北方に向く針路とした後、リモコンの操舵つまみを中央位置に戻し、'前傾姿勢の状態'で漁場までの距離等をGPSプロッターで確認する作業'（以下「本件確認作業」という。）を始めた。</p> <p>船長は、左手でGPSプロッターを操作し、右手をリモコン付近に置いて本件確認作業に意識を集中していた。</p> <p>船長は、本船が予定針路どおり直進していると思い、本件確認作業に意識を集中していたところ、突然衝撃を受け、周囲を見渡して陸岸に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>本船は、船長が本船の損傷状況及び乗組員の負傷の有無を確認した後、自力で離礁し、伊勢船だまりに帰航した。</p>

(図1 参照)

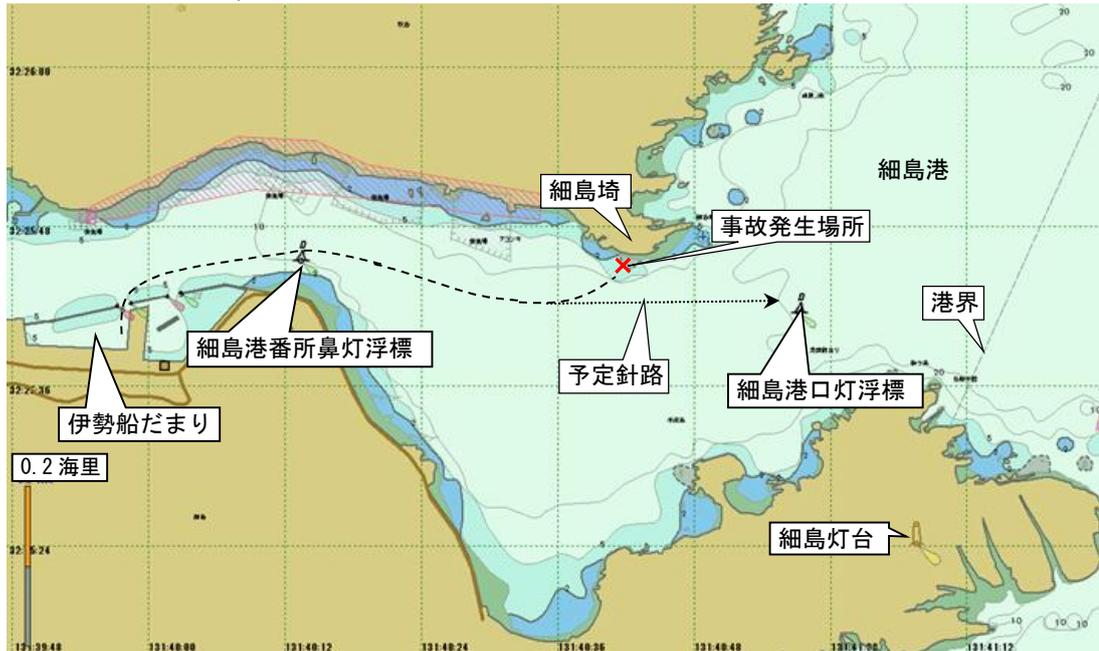


図1 事故発生経過概略図

分析

本船は、細島港港口に向けて航行中、船長が、リモコンの操舵つまみを舵中央に設定した後、予定針路どおり直進していると思い込み、本件確認作業に意識を集中し、継続的な見張りを行わなかったことから、右手が操舵つまみに触れて左舵が取られた状態となり、左旋回しながら陸岸に向かって航行していることに気付かず、陸岸に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、漁場までの距離等が気になったことから、本件確認作業に着手して意識を集中し、継続的な見張りを行わなかったものと考えられる。

船長は、左手でGPSプロッターを操作し、右手をリモコン付近に置いて本件確認作業に意識を集中していたことから、無意識のうちに右手がリモコンの操舵つまみに触れて左舵が取られた状態となっていることに気付かなかったものと考えられる。

原因

本事故は、夜間、本船が、細島港港口に向けて航行中、船長が、リモコンの操舵つまみを舵中央に設定した後、予定針路どおり直進していると思い込み、本件確認作業に意識を集中し、継続的な見張りを行わなかったため、左旋回していることに気付かないまま、陸岸に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、単独で操船する場合、他の作業に意識を集中することなく、操船に専念し、常時、適切な見張りを行うこと。